

I 計画策定にあたって

○計画の趣旨

DVは犯罪をも含む重大な人権侵害であるため、社会的な問題としてとらえ、地域が一丸となってDVの防止、被害者の保護・支援等に取り組むことが必要。平成31年3月をもって現行(第3次)計画の計画期間が終了するため、今回計画改定を行う。

○計画の位置づけ

DV防止法第2条の3第1項の規定に基づく基本計画

○計画期間

平成31年4月から平成36年3月まで

II これまでの取組みと課題

1 DV防止法の施行・改正

DV防止法は、平成14年4月に施行され、その後、平成16年12月、平成20年1月に改正。直近では、平成26年1月施行の改正で、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象とされた。

2 熊本県における取組み

- ・平成14年、熊本県女性相談センターをDV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターと位置づける。
- ・平成17年12月県DV基本計画の策定
- ・平成20年12月県DV基本計画(第2次)の策定
- ・平成26年 3月県DV基本計画(第3次)の策定

3 課題

(1) 本県における新たな課題

熊本地震による喪失感や負担感等が大きなストレスとなり、DV被害の増加や深刻化が生じないよう、十分な啓発や確実な支援体制の整備が必要。

(2) これまでの取組みに加えて拡充していくべき事項

- ①より若年層からの未然防止教育の実施
- ②被害者を地域で支える体制の強化
- ③子どもの安全安心な成長のための支援強化
- ④多様な被害者の立場に立った適切な支援

III 基本理念・施策体系

IV 施策展開

基本理念 DVを許さない社会と、地域で被害者を支える社会の実現

☆重点施策

施策体系

具体的施策

1 暴力を許さない社会の実現に向けた啓発と教育の推進

- (1) 未然防止教育☆
- (2) 暴力根絶に向けた啓発・教育
- (3) 相談窓口の周知☆

- ・被害者も加害者も生まない啓発・教育のため、学校教育期間中の未然防止教育を実施・強化
- ・様々な機会でのDVの根絶に向けた教育・啓発 等
- ・地域での啓発効果の向上に役立つ予防啓発コンテンツの充実

2 誰もが安心して相談できる体制づくり

- (1) 早期発見のための取組み
- (2) 相談体制の充実

- ・研修等を通じた職務関係者・相談員のスキルアップ
- ・市町村等身近な窓口での相談体制の充実 等

3 被害者の安全・安心を実現する保護体制の強化

- (1) 安全・安心の確保
- (2) 多様な被害者に配慮した相談対応・保護等☆
- (3) 保護命令制度に対する適切な対応

- ・緊急時における安全確保
- ・民間シェルターとの連携
- ・多様な被害者に配慮した対応
- ・保護命令制度の円滑かつ安全な利用への援助 等

4 被害者の安全・安心な暮らしの実現に向けた支援の拡充

- (1) 生活基盤の安定に向けた支援
- (2) 子どもの心理的ケアや安全・安心な成長に向けた支援☆
- (3) 各種制度の円滑な利用に向けた支援
- (4) 地域で被害者を支える体制の強化☆

- ・関係機関の連携による公営住宅への入居支援、就労支援、子育て支援、心理的支援
- ・関係機関の連携による子どもの心のケアの実施及び安全・安心な保育や学習機会の確保
- ・研修等による関係機関の各種制度に対する理解促進
- ・地域で被害者を見守り、被害の深刻化の防止や未然防止を図る支援体制の充実 等

5 関係機関・団体等との連携による支援の充実

- (1) 関係機関・団体等との連携強化☆
- (2) 加害者への対応に関する取組み

- ・支援関係者の連携強化による支援の円滑化
- ・加害者更生プログラムを実施する民間団体との連携 等

V 計画の推進にあたって

- 県・市町村等の関係機関、民間支援団体で連携を図り、施策を実施。
- 計画に掲げる施策の取組状況について、庁内関係各課による進捗管理を行い、計画の着実な実施に努める。